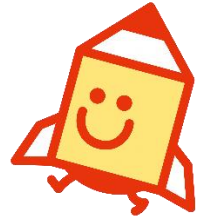


『障害者向け実践能力習得訓練』 をしてみませんか。 受講希望者を募集しています。

～就労を目指しているけれども、
就労に不安をお持ちの方々に～

新潟県立テクノスクールでは、障害のある求職者に対して、事業所現場で実践的な職業訓練を行う「実践能力習得訓練コース」の受講希望者を募集しています。

- ・就労を希望しているけれど、職場に馴染めるか心配…
- ・未経験のお仕事に挑戦してみたいけれど、不安…



のように、不安等のある求職者の皆様に安心して就労準備ができるお手伝いをします。

まずは、お気軽に各ハローワーク・テクノスクールまでご相談ください。

実践能力習得訓練コースの特色

- 職業訓練を通じて事業所の業務と障害のある方（訓練生）とのマッチングを高め、雇用の可能性を広げます。
- 訓練の実施にあたっては、テクノスクールの職員がサポートします。
- 訓練期間、訓練時間、訓練内容は障害の状態により相談の上、決定します。
- 雇用保険受給者は、失業給付を受けながら受講できる場合があります。雇用保険を受けられない方で公共職業安定所長の受講あっせんを受け、かつ、年収、世帯収入、世帯資産等が一定要件に該当する場合、訓練受講給付金が支給されます。いずれの場合もハローワーク窓口にお尋ねください。

★訓練の実施例★

職種や事業所に応じた多様な訓練カリキュラムをご用意しております。

（下記以外の職種でも職業訓練は可能です）

事務補助業務	事務所でのパソコンを使った電算入力、帳簿管理業務
清掃補助業務	機械の洗浄、清掃業務
調理補助業務	弁当調理場での調理補助、盛り付け業務

★訓練の受講条件★（いずれにもあてはまる方）

対象者	・「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者福祉手帳」、「医師の診断書」のいずれかを所持した方 ・ハローワークに求職申込をし、受講あっせんを受けた方
-----	---

申込から訓練受講までの流れ ※随時、テクノスクールの職員がサポートします

最寄りのハローワークに
就職相談する

- まずは、最寄りのハローワークへご相談ください
※障害者訓練を受講するにはハローワークで求職申請を行い、公共職業安定所長による受講あっせんが必要です

応募書類を最寄りのハロー
ワークに提出する

- ①入校申込書（ハローワークにあります）撮影6か月以内の顔写真（35mm×45mm以内）を貼付してください
②返信用封筒（合否結果通知用）長3型の表面に郵便番号、住所、氏名を記入し、140円切手を貼付してください
③身体障害者手帳など障害の種類がわかる手帳の写し、又は医師の診断書

受講希望者とテクノスコー
ル職員で事前面談

- テクノスクールの職員と、事前面談を行います
面談日時は相談の上、決定します
※ご心配なことがありましたら、その際にご相談ください

三者面談
事業主・受講希望者、
テクノスクール職員

- 三者面談を行います
受講希望者との面談により受講者を決定します
- 10日以内に、テクノスクールから合否通知を送付します
合格者は合否通知に同封された書類に必要事項を記載の上、入校当日にお持ちください

職業訓練実施
（概ね3か月）

- 職業スキルの習得目標を達成して採用につながるよう、訓練に努めてください ※訓練期間中は雇用契約を結びません
- 訓練に関係のない作業への従事はできません
（訓練期間中、テクノスクール職員が巡回指導します）

職業訓練の評価
（事業主から受講者へ）

- 受講者の習得度合を評価します
- 訓練の受講者について、事業主から雇用を検討して頂きます



【問い合わせ先】

新潟県立三条テクノスクール（担当：障害者職業訓練支援員）
新潟県三条市柳沢 353-2
TEL. 0256-38-3464 / FAX. 0256-38-8220